

司法書士

ゼロからのスタートで一発合格！

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001921 118171

SU11817

第1節 『講義の基本方針と学習指針』

司法書士講師 荻原泉

1. 講義の基本方針

講義は「法律知識の習得」と「法的判断力の育成」が主眼となります。

①講義を受けているとき

一緒に考えてください。メモやノート等をとる必要はありません。必要な情報は講義レジュメに書いてあります。

※メモやノートを禁止するものではありません。

②使用教材について

授業に際しては「講義レジュメ」「ブレイクスルーテキスト」「六法（お勧めは、三省堂『模範小六法』です。別途、書店にてお求めください）」「筆記用具」をお持ちください。また、ご自宅での過去問演習に「合格ゾーン（別売）」をおすすめします。

③講義レジュメの役割

講義の中心はレジュメです。必要に応じてブレイクスルーテキストを参照します。

※レジュメは講義の中心であるとともに、復習の中心にもなります（後述）

講義の基本方針について

【講義の主眼は、「知識」の修得と、「法的判断力」の育成】

司法書士試験の短期合格に必要なものは、①頻出論点に関する「知識」の修得と、②未出題の論点にも対応するための「法的判断力」の育成、の2つである。そこで、講義の主眼も当然ながら、「知識」の修得と、「法的判断力」の育成の2つにあることになる。このうち、「知識」は、講義で解説を受ければ、あとは受講生各自の努力（講義の復習・過去問による自主演習など）によって修得することができる。これに対して「法的判断力」は“学ぶ”ものではなく、絶え間ない訓練によって“身に付ける”ものである。しかし、その訓練を受講生各自に求めるのは酷である（現実的には不可能に近い）。そこで、講座の受講によって法的判断力の育成を行うことにする。そのために、講義中は、ほぼすべての時間において“法的判断力”を前提とした論理構造によって各論点を解説することになる。受講生は、個々の論点ごとの論理構造を記憶することを主眼にするのではなく、講義の間は、その論理構造を“一緒に考える”ことに専念して欲しい。この訓練を受講中に行うことによって、受講完了時に法的判断力が養えていれば良い。なお、授業内容をメモする必要はない。講義における論理構造は、そのエッセンスがすでに講義レジュメに盛り込まれている。

【講義の中心は講義レジュメ】

すべての科目において、講義は講義レジュメを中心に行う。総数1500～1700頁に上る講義レジュメは、一般的なレジュメの数倍の密度がある。その理由は、①テキストの持ち歩きを不要とするため、必要な論点がすべて盛り込まれていること、および②多数の「コラム」があること、にある。コラムとは、各科目の主要論点ごとに、「制度趣旨」や「判例の判断理由」等が記載される“枠囲いされた部分”のことをいう。これらは受講生が必ず覚えるべき知識ではないが、法的判断の論理構造であり講義中において各論点の解説として話したことのエッセンスが記載されている。このため、受講生は講義中にメモを取る必要がない（もちろん、メモを禁止するものではなく、講義中にメモを取るか否かは任意である）。さらに、コラムには、より高度な論点も記載されることがあり、これは学習が進んだ状態でも繰り返し講義レジュメを復習することで、より合格の可能性を高める効果を狙っている。なお、すべての科目の講義レジュメに目次をつけている。講義レジュメは、本試験の動向や新たな判例・先例、さらには実務の動向に応じて毎年改定を行っているため、頁数が年によって異なるが、1科目あたり60～300頁程度（科目により分冊にする）で作成しており、本年度は全12～14冊となる予定である。

【ブレイクスルーテキストは「辞書」として活用する】

ブレイクスルーテキストは“辞書”の役割を担う。つまり、講義の復習や問題演習の中で疑問に思ったことを調べる素材としてブレイクスルーテキストを使用して欲しい。また、「テキストに載っていない事項については、試験対策として意識する必要がない」と考えることで、不要な学習を回避することが可能となる。学習期間が長期化する原因のひとつに『細かい論点や仮定論点などの疑問点にこだわりすぎる』ということがある。学問の世界では「すべてを知りたい」というのは正しい態度であろうが、試験対策としては間違っている。「ブレイクスルーテキストに記載されていない事項は気にしなくともよい」という態度が、受験生として正しい態度である。ぜひ、詳しいと評判のブレイクスルーテキストを活用してほしい。

2. 学習指針

学習は「講義の復習」と「過去問演習」を中心に行ってください。

※予習は必要ありません。

①講義の復習の方法

講義レジュメは常に持ち歩き、ちょっとした時間でも読むようにしてください。

②過去問演習の方法

LECの「合格ゾーン（別売）」がおすすめです。

※過去問を解いたら、条文を引き、レジュメ・テキストで周辺論点を確認しましょう。

③標準学習時間と時間配分

司法書士試験での合格には一般的には1500時間程度の学習時間が必要と言われています。

※合格の可能性を高めるためには、さらなる学習が有効です。目標は2000時間以上です。

【学習の時間配分】

講義・演習解説：約500時間 + 復習：約500時間 + 過去問演習等：500時間～
教材：レジュメ・テキスト・六法 教材：レジュメのみ 教材：すべて

【1日あたりの学習時間】（総学習時間：2000時間）

秋クラスの受講では、1日あたり、3時間10分～3時間40分程度は必要です。

※本試験は例年、7月の第1日曜日もしくは第2日曜日に実施されています。

※2013年は「7月7日」が第1日曜日、「7月14日」が第2日曜日です。

— 2013年7月7日が本試験実施日だとすると・・・ —

2011年の10月上旬までに学習開始	約640日	(1日あたり、3時間10分)
2011年の11月中旬までに学習開始	約600日	(1日あたり、3時間20分)
2011年の年末から学習開始	約550日	(1日あたり、3時間40分)
2012年の春頃から学習開始	400日～500日	(1日あたり、4時間～5時間)

【1週間あたりの学習時間と学習のモデルケース】

秋クラスの受講では1週あたり、22時間～25時間30分程度は必要です。

ケース1（平日がたっぷり、週末のんびり）	ケース2（平日は多忙、週末にがんばる）
平日 3時間×5日＝15時間	平日 1時間×5日＝5時間
週末 残り7時間～10時間	週末 残り17時間～20時間

— 学習時間を確保するコツ —

学習時間を確保するコツは『細切れの時間を無駄にしない』ことに尽きる。たとえば、通勤で片道30分の時間がある場合、これを学習時間に充てれば、毎日1時間の学習ができることになる。また、お昼休み等の休憩時間でさらに30分程度の学習時間を確保できれば、平日に1時間30分の学習が可能となる。帰宅後に1時間ほどさらに学習すれば、平日5日で12時間以上の学習ができることになる。では、細切れの時間には、どのような学習をすればよいであろうか。これは「講義の復習」に充てるべきである。過去問の演習においては「合格ゾーン」「六法」「レジュメ・テキスト」の教材すべてを参照することになり、移動時間にこれを行うことは困難である。そこで①細切れの時間は「講義の復習」を行い、②机に向かったならば「過去問演習」を行うように、学習するべきなのである。なお、講義の復習は「今、現在進行形で受講している科目」を中心に行ってもよいが、「すでに授業が終了した科目」も頻繁に繰り返して行って頂きたい。たとえば、不動産登記法の講義を受講中であれば、月火水の3日は不動産登記法のレジュメを持ち歩き、木金の2日は民法のレジュメを持って外出するなど、繰り返し復習できる工夫をしてほしい。なお、上記の1週あたり22時間～25時間30分は講義を受講する時間を含んでいる。そこで、2コマ：6時間の講義を受講して、通勤時間等で毎週6時間程度はレジュメを復習し、平日夜間および週末に机に向かったら過去問を解く（毎週10時間以上）という習慣を身につければ、細かく時間を計る必要はない。

第2節 『全体構造：レジュメ見本』 売買契約

※全体構造 P2～P8 となる予定の部分

1. 売買契約から法律の世界が見える

初めて法律を学習するときは、まず「売買契約」から考えるのが分かりやすい。というのも、誰でも日常的に物を買うため、なじみがある契約類型だからである。また売買契約は、目的物の価格によらず同じ法律構成をとる。つまり、100円の野菜でも、100万円の自動車でも、5000万円のマンションでも、売買契約の構造はすべて同じである。

Warming up

アナ：みなさんこんにちは。受講生役の福島です。本業はアナウンサーをしています。朝のニュース番組も担当していました。

講師：担当講師の荻原です。ふだんは司法書士をしています。LEC 東京リーガルマインドで講義もしています（笑）

アナ：張り合わなくても・・・・・・。この全体構造ウォーミング・アップでは、先生と私の会話形式講義でイメージをつかんでいただきたいと思います。

講師：よろしく願います。

アナ：では、講義に入っていきたいと思います。先生、まずは何から始めるべきなのでしょう？

講師：そうですね。法律の勉強はまずは「売買契約」から始めるのがよいでしょう。

アナ：それはなぜですか？

講師：それは、誰でも一番なじみがある法律問題だからです。福島さん、料理はしますよね？

アナ：・・・・yes

講師：では、福島さんが今日、仕事帰りに八百屋さんで「ジャガイモ」を買って帰るとしましょう。いいですか？

アナ：肉じゃがでしょうか・・・・・・

講師：ええ。じゃあ、肉じゃがにしましょう。ワタクシが「八百屋のおっちゃん」役をしますから、福島さんは「買い物に来た主婦」役でお願いします。

アナ：先生、ちょっと待ってください。司法書士と肉じゃがの関係が分かりません。ふつう不動産の売買とかではないのですか？

講師：同じことです。

アナ：????

講師：100万円の不動産の売買でも、100万円の自動車の売買でも、肉じゃが用の100円のジャガイモの売買でも、売買契約の法律構成はぜんぶ同じです。

アナ：そうですか・・・・。でも、同じことなら、日常的な事例のほうがよいですね。

講師：そういうことです。『へい、らっしゃい、らっしゃい。おっ！、お嬢さん、なんにしましょう？』

アナ：すごいですね・・・・（苦笑）

講師：臨場感が大切です。『今日はジャガイモがお買い得だよ』

アナ：『ジャガイモください・・・・』

講師：『まいど！！ 100円ね。』（※本当にジャガイモが出る）

アナ：・・・・・・

講師：臨場感が大切です。（※ビニールに入れて渡す）『肉じゃがに最高だよ！！』

アナ：『・・・・・・・・。では、100円。』

講師：『まいどあり！！』

講師：といったように、ジャガイモの売買契約を行いました。なにか質問は？

アナ：なにが法律問題なのか、さっぱりわかりません。

講師：そうですね。では、いっしょに「なにが法律問題なのか」を考えてみましょう。

講師：まず、売買契約が成立したのは「いつ」だと思いますか？

アナ：えーっと、「私がジャガイモを買った」とき。

講師：そうそう。では、いつ「買った」んです？ 厳密に。

アナ：えーっと、「お金を払ったとき」・・・ですか？

講師：違います。

アナ：では、「ジャガイモを渡された」とき・・・

講師：それも違うんですね。

アナ：先生、厳密に買った時点など、考える必要があるんですか？

講師：いい質問です。では、切り口をちょっと変えてみましょう。このジャガイモはだれのものですか？

アナ：今は私のジャガイモです。

講師：そのとおり。では、いつ、あなたのジャガイモになったんです？

アナ：私が先生から買ったとき・・・

講師：ワタクシではなく、八百屋のおっちゃんから、ですね。臨場感が大切です。

アナ：ええ。そうです。八百屋さんから買ったとき、です。

講師：ということは、もともとは「八百屋さんの所有するジャガイモ」だったものが、売買契約によって「あなたの所有するジャガイモ」になった、ということですね。

アナ：そうだと・・・思います。

講師：実はですね。これは「所有権の移転」といって、法律問題のひとつなんですよ。

アナ：ああ。なるほど。「所有権がいつ移転したか」を判断するために、「売買契約がいつ成立したか」を厳密に考える必要があるってことですね！！

講師：惜しい。「どのような契約」が「いつ成立したか」を厳密に捉えることで、「所有権の移転した瞬間」を正確に知ることができる、ということです。

アナ：？？？、また、よくわからない、んですけど・・・

講師：そうですね。これは実に難しい問題です。八百屋さんでジャガイモを買うのは、法律上の難問なんですよ。（笑）

アナ：法律家ってめんどくさいですね・・・

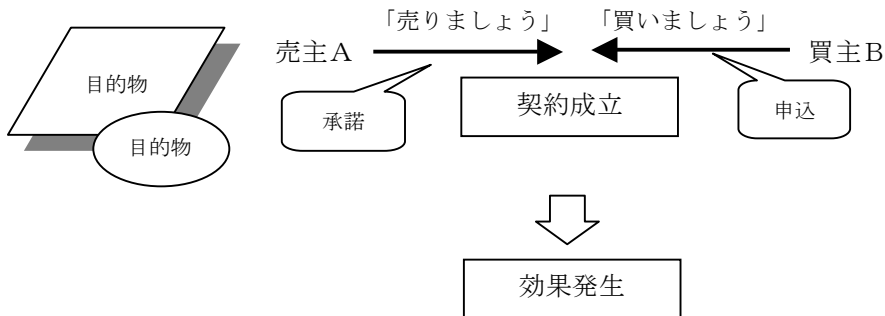
講師：そうですね。でも、法律は「紛争解決の基準」となるものですから、論理構造が崩れないように、しっかりと考えなければならないんですよ。いいかげんな基準では、争っている当事者は納得がいかないでしょう？

アナ：それは、そうですね。では、「法的に考える」というのは、誰もが納得できる理屈でしっかり考える、ということですか？

講師：まさに、そのとおりです。ですから、ジャガイモの売買契約をしっかりと考えてみることにしましょう。

2. 売買契約が成立するとき

売買契約は、「売りましょう」「買いましょう」という相対立する意思表示の合致により成立する。



売買契約

売買契約は、売主と買主とで「売りましょう」「買いましょう」という意思表示の合致により成立する。これは、売買の目的物が不動産（土地や建物）であろうと動産（自動車、パソコン、食料品など多数）であろうと同様である。たとえば、八百屋の店頭で売られている一山100円のジャガイモの売買では、買主が「ジャガイモください（買いましょう、という意思表示）」と言い、売主が「まいど、ありがとうございます（売りましょう、という意思表示）」と言うことによって、売買契約が成立することになる。もちろん、買主は、お金はまだ払っていないし、ジャガイモも受け取っていないが、売買契約は成立してしまうのである。この考え方は、ジャガイモ（動産）のみならず、不動産の売買契約においても同様である。契約書の作成や各種の届出などがなされていなくとも、「売りましょう」「買いましょう」という意思表示の合致により、売買契約は成立する。

Warming up

講師：では、もういちど、ジャガイモの売買契約をしてみたいと思います。よろしいですか？

アナ：よろしくお願いします。

講師：『へいらっしやい、今日はジャガイモがお買い得だよ』

アナ：『ジャガイモください』

講師：『へい、まいど！！100円ね』。はい、いま売買契約が成立しました。

アナ：え、もうですか？？

講師：そうです。今まさに売買契約が成立したんです。

アナ：ちょっとまってください。ということは……この時点で、このジャガイモは私のものですか？

講師：飲み込みが早いですね。そのとおりです。いま所有権が移転しました。

アナ：ええ！？、でも、お金払ってないですよ。

講師：いいんです。お金払っていなくても、売買契約は成立します。お金を払っていなくても、売買契約が成立して所有権が移転したんです。

アナ：でも・・・まだ・・・ジャガイモを受け取っていませんけど・・・

講師：いいんです。売買契約が成立して所有権が移転していますから、このジャガイモはすでにあなたのジャガイモです。

アナ：そうなりますか。

講師：そうなります。では、もういちどお願いできますか？

アナ：臨場感を大切に・・・

講師：『へいらっしやい、今日はジャガイモがお買い得だよ』

アナ：『ジャガイモください』

講師：『へい、まいど！！100円ね』。はい、いま売買契約が成立しました。いま、何がありましたか？

アナ：言葉を交わしただけです。

講師：そのとおり！！ 核心に触れましたね。売買契約は言葉を交わすだけで成立するんです。

アナ：お金を払ったり、ジャガイモを受け取ったりしていなくても、言葉だけで成立してしまうんですね。

講師：そうです。ちなみに、この言葉、「売りましょう」「買いましょう」という言葉ですね、これを「意思表示」と呼びます。（※「意思表示」と書かれたフリップを出す）

アナ：先生、これ字が間違っていないですか？

講師：いいんです。法律用語の意思は、ここにあるように「意思」と書くのです。ふつう、意志とは「意図して志す」と書きますね。でも、法律上の意志とは「意図して思う」と書くのです。法律上はいつでもそうですから、いま覚えてしまいましょう。この意思を相手に伝えるためには、その内心的な意思を外部に表示する必要があります。

アナ：えーっと、つまり「そのジャガイモを買おう」という意思を八百屋さんに伝えるために「ジャガイモください」と言う、ということですね。

講師：そのとおりです。「そのジャガイモを買おう」という意思が内心的な意思であり、これを相手に伝えるために「ジャガイモください」と言うことが「意思を表示する」すなわち意思表示です。

アナ：ということは、八百屋さん意思表示は『まいど！！！！』ですか？

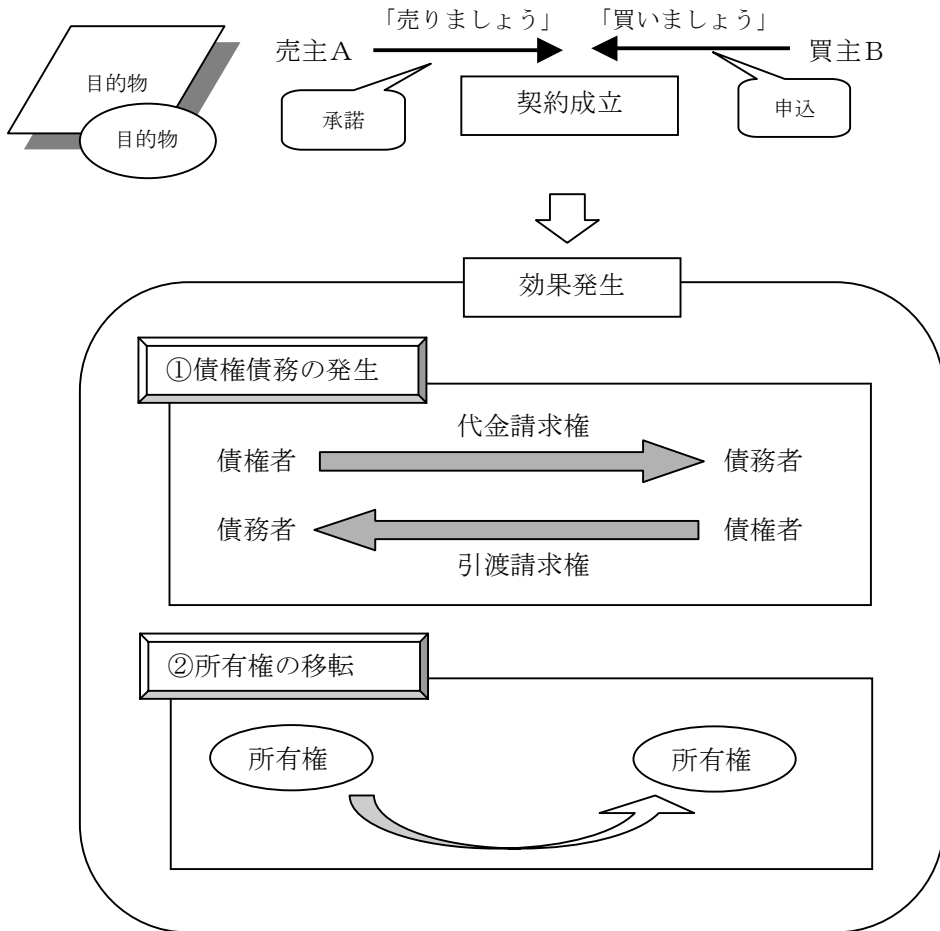
講師：臨場感ありあり！ですね。そのとおりです。『まいど！！！！』っていうのは、「そのジャガイモをあなたに売りますよ」という意思の表示であると考えられます。

アナ：なるほど。

講師：さて、かんたんにとまとめますと・・・売買契約は、売主の「売りましょう」という意思表示と、買主の「買いましょう」という意思表示が合致することで成立するということです。

3. 売買契約が成立した結果生じるもの

売買契約が成立すると、「①債権債務の発生」及び「②所有権の移転」という効果を生じる。



売買契約の効果

売買契約が成立すると、「①債権債務の発生」及び「②所有権の移転」という効果を生じる。

売買契約の効果①【債権債務の発生】

「目的物引渡請求権」と「代金請求権」の二つの債権債務が発生する。

買主は売主に対して「売買の目的物を引き渡せ」と請求できる法律上の権利を取得する。これが「目的物引渡請求権」である。この債権は、買主から売主に請求することになるので、買主が債権者、売主が債務者となる。これとは逆に、売主は買主に対して「売買代金を支払え」と請求できる法律上の権利を取得する。これが「代金請求権」である。この債権は、売主が買主に請求することになるので、売主が債権者、買主が債務者となる。

売買契約の効果②【所有権の移転】

売買契約が成立すると、売主が有していた所有権が買主に移転する。

Warming up

講師：では、売買契約が成立したら、どうなりますか？

アナ：ジャガイモが私のものになります。

講師：それだけですか？

アナ：肉じゃがをおいしく作ります（笑）

講師：ははははは。（笑） お金払ってないでしょ。

アナ：そうでした。受け取ってもいませんでした・・・

講師：では、売買契約が成立したら、どうなりますか？

アナ：お金を払って、ジャガイモを受け取ります。

講師：そう。それも法律問題です。

アナ：ジャガイモ受け取るのもですか？

講師：そうです。実は、売買契約は次のようになっています・・・・・・。売買契約というのは、「売りましょう」「買いましょう」という相対立する意思表示の合致により成立し、効果が発生します。売買契約の効果は大きく分けて2つ。ひとつは「債権・債務の発生」。もう一つは「所有権の移転」です。

アナ：二つの効果があるのですね。

講師：そうです。まず、「債権・債務の発生」ですが、これは、売主が買主に対して「代金請求権」を持ち、買主が売主に対して「目的物引渡請求権」を持つことになります。で、この債務は、その後、適当な時期にお互いが履行することになります。

アナ：債務を履行（りこう）するっていうのは・・・・・・？

講師：売主は目的物を引渡し、買主は代金を支払う、ということです。だって、売買契約によってそういう債務すなわち「法律上の義務」を負担したのですからね。

アナ：なるほど。

講師：ジャガイモの売買であれば、ふつうは直ちに債務を履行します。自動車を新車で買った場合や不動産の売買では、後日改めて債務を履行します。

アナ：まとめると、売買契約の効果としては「債権・債務」が発生するということまででいいですね。そして、売買契約の効果として「債権・債務」が発生したのだから、その債務を適当なときに履行することになります。

講師：そのとおりです。なお、売買契約が成立した場合の効果の二つめは「所有権の移転」。売主のモノが買主のモノになるってことです。

アナ：わかりました。

講師：では、もういちどだけ、ジャガイモの売買契約をしてみましょうか？『へいらっしやい、今日はジャガイモがお買い得だよ』

アナ：『ジャガイモください』

講師：↑これが、買主の意思表示ですね。で・・・・

講師：『へい、まいど！！100円ね』←これが売主の意思表示です。いま売買契約が成立しました。この時点で売買契約の効果が発生します。ワタクシから宮崎さんに対して「100円支払え」という代金請求権が発生し、宮崎さんからワタクシに対して「ジャガイモよこせ」という目的物引渡請求権が発生します。

アナ：それと、この時点で所有権が移転して、そのジャガイモは私のモノ。

講師：そのとおり。ですから、この時点で、たとえば第三者がこのジャガイモを手にとろうとしたら・・・・『やめてください。私のジャガイモです』と主張してよいですよ。

アナ：そうします。あとは、お互いに債務の履行をするんですよね。

講師：そのとおりです。では、まず、引渡債務の履行をしましょう。『はい、ジャガイモだよ』

アナ：では、続いて、代金債務の履行をします。『はい、100円』

講師：これでお互いの債務が消滅します。ちなみに、1000万円の不動産の売買でも、100万円の自

自動車の売買でも、肉じゃが用の100円のジャガイモの売買でも、法律構成は全て同じです。
アナ：では、土地や建物を購入するときでも、「売りましょう」「買いましょう」という意思表示の合致だけで売買契約が成立してしまい、所有権が移転したり、債権債務が発生するということですね。

講師：そうです。値段や目的物の種類によらず、売買契約はこのように法律構成します。

アナ：先生、ひとつ質問が……

講師：はい、いいですよ。为什么呢？

アナ：売買契約が成立すると、その効果として「債権・債務」が発生する、ということですが……

講師：そうです。そのとおり。売買契約が成立すると「代金請求権」と「引渡請求権」という2つの債権債務が発生します。

アナ：ふつう、債権って「お金払え！」という権利で、債務って「お金返さなきゃ……」という義務だと思っていたんですが。

講師：あー、なるほど。よくある誤解ですね。

アナ：誤解って……。私は受講生なんだから、誤解がないようにちゃんと教えてくださいよ。

講師：では、逆に質問です(笑) 債権・債務のどこに「お金払え」って文字が入っていますか？

アナ：え、いきなり？ えーっと、どこにもお金って文字は入ってないですね……

講師：そうでしょう(笑) ですから、債権や債務は必ずしも「金払え」って権利でもなければ、「金払わなきゃ……」って義務でもありません。まあ、そういう債権債務もありますけどね。金銭債権・金銭債務といいますね。

アナ：あ、そうなんですか！ 金銭債権っていったら「お金払え！」という債権で、金銭債務っていったら「お金はらわなきゃ……」という債務なんですね！

講師：そうそう、そのとおり。法律用語ってのは、多くの場合「読んで字のごとく」なんですよ。債権というのは、「ニンベン」に責任の「責」という字に、権利の「権」と書くでしょう？

アナ：ふんふん。

講師：ですから、債権というのは「人（債務者ですね）に対して法律上の責任を果たせ、と請求できる権利」という意味なんです。同様に、債務は「人（債権者ですね）に対して法律上の責任を果たさなきゃ、という義務」という意味なんです。

アナ：なるほど〜。では、その「果たすべき法律上の責任」とは？

講師：果たすべき法律上の責任の内容は、契約の類型や内容によって決まります。売買契約であれば、売主には「売った目的物を買主に引き渡す」という法律上の責任があると考えられますので、買主は売主に対して「引き渡すという責任を果たせ」と法律上請求する権利、すなわち引渡請求権という債権と持ちます。これは売主からすれば同一内容の債務と言えます。また、買主には「代金を支払う」という法律上の責任があると考えられますので、売主は買主に対して「代金を払うという責任を果たせ」と法律上請求する権利、すなわち代金請求権（これは金銭債権ですね）という債権を持ちます。買主にすれば金銭債務です。

アナ：なるほどね。けっこう難しいですねえ。

講師：まあ、どのような契約類型でどのような債権が発生するかは、それぞれご紹介しますよ。

アナ：先生。この売買契約はどの学習分野なのですか？

講師：えーっと、ですね。「所有権の移転」は民法の『物権』で学習しますし、「債権債務」は民法の『債権』で学習します。また、売買契約を成立させた「意思表示」に関する問題点は『民法総則』で出てきます。さらに、売買契約を基本にして『不動産登記法』や『民事訴訟法』などを学習することにもなりますね。

アナ：なるほど。まずは、売買契約をしっかり押さえておくことが大事なのですね。では、今後もよろしくお願いします。

講師：はい。こちらこそ。

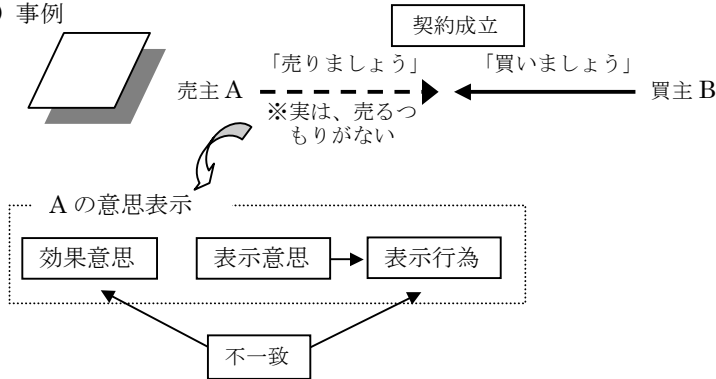
第3節 『民法：レジュメ見本』 意思の不存在と瑕疵ある意思表示

※民法1分冊 P35～P40 となる予定の部分

1. 心裡留保 (93)

表意者が、表示行為に対応する内心的効果意思のないことを知りながらする意思表示を「心裡留保」という。

(1) 事例



(2) 結論

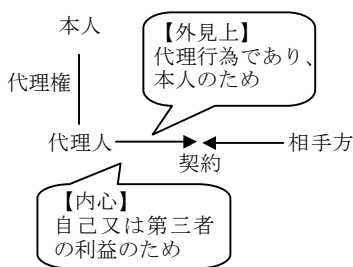
【原則】有効である。

【例外】相手方が表意者の真意を知っていた（悪意）か、一般人の注意をもってすれば知ることができたとき（過失）は、無効とする。

(3) 適用範囲

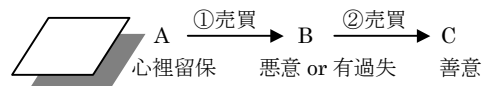
①身分行為（婚姻・養子縁組等）には適用しない（最判 S23.12.23）

②代理人、法人の理事、会社の代表取締役がその権限を濫用して自己又は第三者のために代理・代表行為をした場合、相手方が代理人等の権限濫用を知り又は知ることができたときは、93条但書を類推適用して、本人等は「無効」を主張することができる（最判 S42.4.20 等）

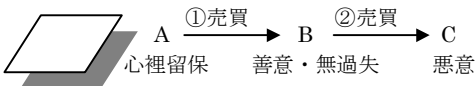


代理人がその権限を濫用して、本人のためにではなく自己又は第三者（自己の配偶者など）のためにその権限内の行為を行った場合、その行為は有効であろうかそれとも無効であろうか。この場合、代理人が行った意思表示につきその内心では「自己のため」であるにもかかわらず、外見上は「本人のため」に行為を行っているように見えるため、民93条を類推適用して原則的にはその行為は「有効」であるが相手方が悪意又は有過失の場合には「無効」とするのが判例である。なお、法人の理事や会社の代表取締役が権限を濫用して、法人・会社の財産を自己のために処分した場合も同様の法律構成が採用される。

心裡留保と第三者



ABの関係は94条の通謀虚偽表示に極めて近いため、善意のCについては94条2項を類推適用して保護する、と考えるのが通説的見解である。

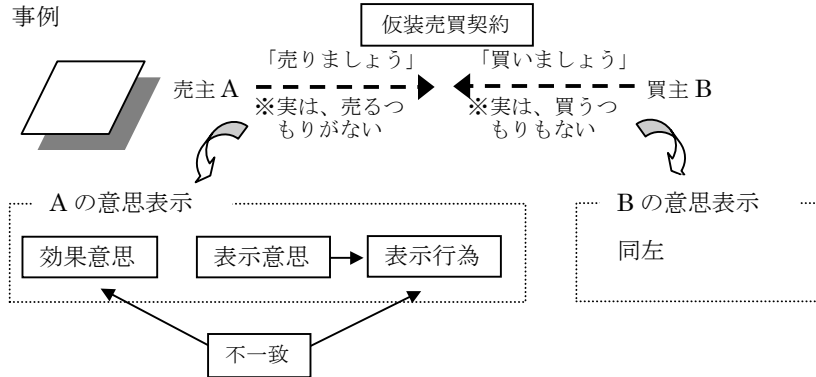


Bが善意・無過失である時点で既にAB間の売買契約は完全に有効であり（93本文）、よってCは悪意であっても不動産を取得できる。

2. 虚偽表示 (94)

相手方と通じて (通謀) 行った、真意でない意思表示をいう。

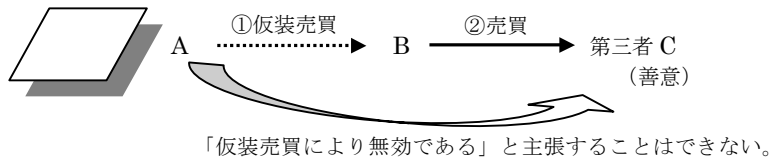
(1) 事例



(2) 結論

【原則】 当事者間では無効である (94 I)

【例外】 善意の第三者に対して虚偽表示の無効主張をすることはできない (94 II)



「主張・対抗できない」という意味

上記事例において、A は B に対しては「①の売買契約は虚偽表示であり無効である」と主張することはできる。但し、A は C に対しては「①の売買契約は虚偽表示であり無効である (すなわち、B は所有権を取得しておらず、よって C も所有権を取得できない)」と主張することができない。本事例であれば、A は不動産の返還を受けることはできず、ただ B に対して「返還請求権の行使 (履行不能となり損害賠償請求権に転化する)」をするのみである。

(3) 94 条 2 項の『善意』とは

法律行為の外観が虚偽であることを知らないこと

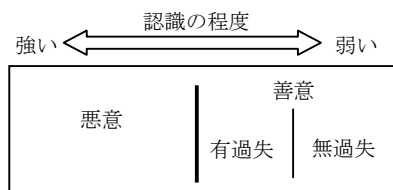
※ 第三者の善意の判断時期は、当該法律行為について、第三者が利害関係を有するに至った時を基準とする。

※ 第三者は善意であればよく、過失の有無は問題とならない。

「善意・悪意」と「有過失・無過失」

「善意」とは「その事実を知らない」ということであり、「悪意」とは「その事実を知っている」ということである。さらに、善意である場合でも、一般人の注意をもってすれば知ることができた状態であったのに「うっかりして知らない」という場合を「有過失」といい、落ち度なく注意していたが気付かなかった場合を「無過失」という。つまり、善意は有過失と無過失に区別することができる。もっとも、これらはすべて「認識の程度」が異なるだけである。

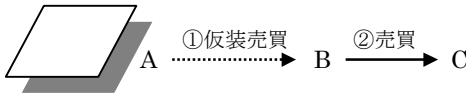
さらに、「有過失」を 2 つに分類することもある。その存在する過失の程度に着目して「非常なるうっかり」を「重過失」とよび、比較的軽い「うっかり」を「軽過失」として区別することができる。また、「悪意」をさらに 2 つに区別することもある。たんに「その事実を知っていた」場合を「単純悪意」とよび、「その事実を認識しつつ積極的な害意をも有していた」場合を「背信的悪意」として区別することができる。



(4) 94条2項の『第三者』とは
虚偽表示後、「新たに」「法律上の利害関係」を有するに至った者をいう。

【94条2項の第三者に該当する事例】

① 仮装譲受人からの転得者



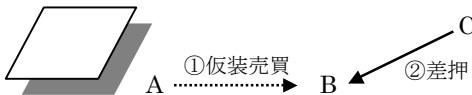
Cは94Ⅱの第三者であり、Cが善意であればAはCに対して「①の売買契約は虚偽表示であって無効である」と主張することができない。よって当該土地の所有権はCが取得する。

② 仮装譲受人から設定を受けた抵当権者



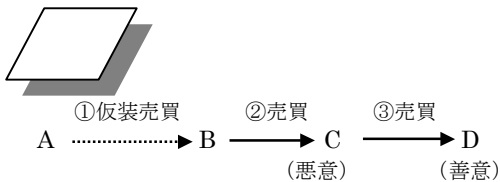
Cは94Ⅱの第三者であり、Cが善意であればAはCに対して「①の売買契約は虚偽表示であって無効である」と主張することができない。よってCは当該土地に抵当権を取得する。もっとも、AはBに対しては無効主張ができるため所有権は返還させることができる。

③ 仮装譲受人に対する差押債権者



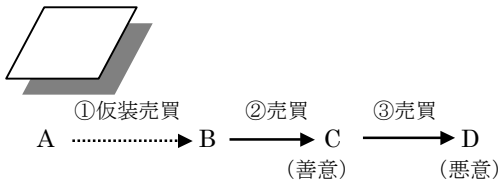
Cは94Ⅱの第三者であり、Cが善意であればAはCに対して「①の売買契約は虚偽表示であって無効である」と主張することができない。よってCは当該土地を差押えて競売することができる。その結果、当該土地は売却される。

④ 悪意の第三者からの善意の転得者



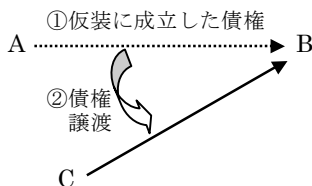
Cは悪意であって94Ⅱの第三者とはならない。しかしながら、その転得者Dが善意である場合には、Dが94Ⅱの第三者として保護されると考えるのが判例・通説である。よって当該土地の所有権はDが取得する。

⑤ 善意の第三者からの悪意の転得者



Cは94Ⅱの第三者であり、Cが善意であればAはCに対して「①の売買契約は虚偽表示であって無効である」と主張することができない。よって当該土地の所有権はCが取得し、これを前提としてCD間の売買契約が行われることになる。Dが①の売買契約が通謀虚偽表示であることを知って(悪意)いても、これはCD間の売買契約の問題ではない。よって当該土地の所有権はDが取得する。

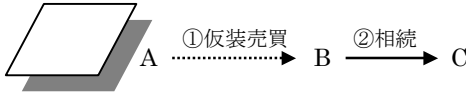
⑥ 仮装に成立した債権の譲受人



本事例においては、AとBとが仮装の金銭消費貸借契約を締結している。そこで、Bは通謀虚偽表示の相手方であるAに対しては金銭消費貸借契約の無効(すなわち「貸金債権は存在しない」)と主張することができる。しかし、その無効は虚偽表示後に新たに利害関係を有するに至ったCに対しては主張することができない。

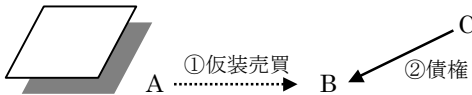
【94条2項の第三者に該当しない事例】

① 仮装譲受人の相続人



相続は全面的な包括承継であり、Bを相続したCは「Bの法律上の地位を全面的に承継した」と評価できるため、Cは第三者ではなく、むしろ虚偽表示の当事者と同等と扱われる。

② 仮装譲受人に対する一般債権者

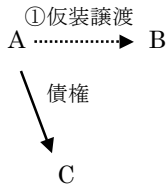


一般債権者（とくに抵当権等の担保権を有しておらず、また差押をしているのでもない「たんなる債権者」をいう）であるCはBの財産全体に対して利害を有しているが、仮装譲渡財産について特別の利害関係がない。

【大判 S18.12.22】

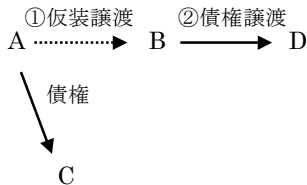
AとBが不動産を仮装譲渡したがその移転登記を行っていない場合において、Bの一般債権者CがBを代位してAに対し所有権移転登記請求権を行使することはできない。Cはたんなる一般債権者であって、Bの財産全体に対してある程度の利害関係を有しているが、当該仮装譲渡不動産につき特に法律上の利害関係を有しているとはいえないからである。

③ 債権の仮装譲渡における債務者



AのCに対する債権をAがBに仮装譲渡した場合、債務者Cは94Ⅱによっては保護されない。Cはもともと債務者であり、仮装譲渡の後に新たに法律上の利害関係を有するに至った者ではないからである。AからBへと債権が仮装譲渡され、その事情を知らないCに対して債権譲渡の通知がなされてしまえば、当然、CはBに対して債務を弁済することになるが、それでもCは（善意であったとしても）94Ⅱによっては保護されず、CのBに対する弁済は無効であって、Cは免責されない（大判 S8.6.16）。但し、CがBに弁済したときに「Bが債権者である」と信じ、その信じたことにつき過失がなければ債権の準占有者への弁済（478条）として保護される余地がある（大判 T7.12.7）

④ 債権の仮装譲渡における転得者（取立委任の場合）



AとBとの仮装譲渡を前提として、その目的たる債権をBから譲り受けたDは典型的な94Ⅱの第三者であって、Dが善意であれば債権を取得することになる。しかしながら、Dが「取立委任」のためにBから債権を譲り受けたのである場合には、Dには94Ⅱは適用されない（最判 S18.12.22）。取立委任とは、DがBからの依頼を受けてCから債権を取立てることいい、この場合、Dの取立てを容易にするため債権譲渡の形をとることが多い。このようなDであれば、仮装譲渡債権について独自の経済的利益がないため、94Ⅱの適用は必要ないと判断されたものである。

⑤ 土地が仮装譲渡された場合におけるその土地上の建物賃借人



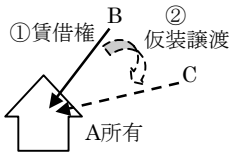
Cの賃借権の目的物は「建物」のみであって、土地には賃借権の効力は及ばない。従って、AとBとの土地の仮装譲渡についてCは法律上の利害関係を有していないため94Ⅱによっては保護されない（最判 S57.6.8）

④について

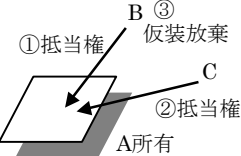
上記事例では、AがBに対して土地売買契約の無効を主張し「建物収去・土地明渡請求」を行うと、Bは建物を取り壊さざるをえず、またCはその前提として建物を退去することになる。この場合、CはBに対して債務不履行責任（賃貸人として建物をCに使用させる義務の履行不能）を追求し損害賠償請求が可能である。

【94条2項の第三者に該当しない事例】の補足論点

【最判S45.7.24】



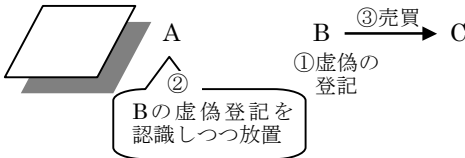
賃借人が借借権を譲渡するには貸借人の承諾を得なければならず(612I)、無断で譲渡した場合には貸借人は賃貸借契約を解除することができる(同II)。左記事例において、賃借人Bは借借権をAに無断でCに譲渡しているが、この譲渡は虚偽表示であって無効である。また、Aは仮装譲渡が行われる前から貸借人の地位にあり「新たな利害関係人」ではないため94IIは適用されない。従ってBCはAに対して借借権の譲渡が無効であると主張できるため、Aは612IIによって賃貸借契約を解除することはできない。



BがAに対して1番抵当権を仮装放棄した場合、後順位抵当権者のCは94IIの第三者とはならない(新たな利害関係を有するに至った者ではないからである)。従って、Bの「抵当権の放棄」が仮装であることをCが知らなかった(善意)としても、Bの「抵当権の放棄」は虚偽表示として無効であり、1番抵当権は今後も存続する。

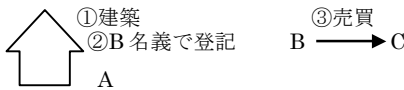
【94条2項の類推適用が問題となる事例】

①不実登記の放置による類推適用事例



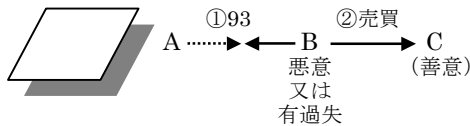
Aの土地をBが勝手に自己名義へと登記したうえ、その土地をCへと売却しても、登記には「公信力」がないため、原則としてCはその土地を取得することができない。しかしながら、Bが行った不実の登記を、Aがそれと知りながら長年にわたって放置し続けていた場合には、その後その土地を善意で取得したCは94条2項の類推適用により保護される。

【最判S41.3.18】



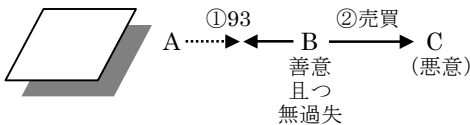
Aが自己の建物につきB名義の虚偽の登記を行っていたところ、Bがこれを貴貨として当該建物をCの売却した場合、善意のCは94IIの類推適用により保護される。

②心裡留保による売買契約後の第三者



AB間で通謀はないが、Aの心裡留保(売らつもりがない)をBが知っている(もしくは過失がある)ということは「通謀」に極めて近いため、Cにつき94条2項を類推適用する。

③心裡留保による売買契約後の第三者



Bが善意・無過失であるため、93条本文で、所有者として確定しており、たとえCが悪意(Aの心裡留保を知っていた)としても、Cは所有権を取得することができる。94条2項が適用される余地はない。

権利外観法理について

94IIの趣旨は、①虚偽の外観が存在する場合に、②それが真実の権利者の帰責性に基づくときは、③その外観を信頼した善意の第三者を保護する、ということである。これを権利外観法理という。そこで、前記①から③までの要件を満たすのであれば、厳密には「通謀虚偽表示」があったとはいえない場合であって、94IIを類推適用していくのが判例の立場である。

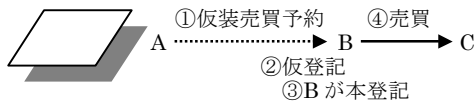
94条2項の適用に関する諸論点

権利外観法理の現れである民法94条2項は、虚偽の外観の作出につき「本人に帰責性」があり、その外観を「信じた第三者」がいる場合には、その第三者の保護を図る趣旨の規定である。つまり、本人にまったく帰責性がない場合には、たとえ第三者が善意であっても当該第三者を保護することはできない。虚偽の外観を第三者が善意・無過失で信頼しても、本人に落ち度がない場合には、権利外観法理によって第三者を保護することはできないのである。これに対して、「公信の原則」は取引の安全のために善意（通常は無過失も要求される）の第三者を保護する法制度であって、これは不利益を被る者（本人等）に帰責性がなくとも機能する。たとえば、民192条の即時取得は、盗品のように被害者に占有喪失の帰責性がない物であっても、これを取引によって取得した第三者が善意・無過失であれば、即時に所有権を取得することを認めるものである（その代わりに被害者からの一定期間内の返還請求を認めている）

このように、権利外観法理は「帰責性のある本人」と「善意の第三者」との保護の調整を図る制度である。そこで、民94条2項の適用が問題となる事例では、本人側に通常要求される程度の帰責性があれば、第三者側は善意でありさえすればよく無過失までは要求されない。以上からすれば、本人側の帰責性が通常要求されるより少ない場合には、第三者はたんに善意であるだけでは足りず無過失であることも前提として保護の対象とするのが、両者の保護のバランスに資することになる。このような考え方を前提として、次のような判例が存在する。

【最判 S43.10.17】

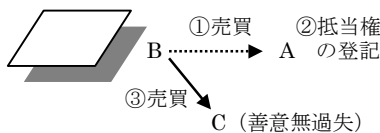
会社経営者であるBがAに対して「個人名義の不動産を持っていないと取引先からの信用を得られない。不動産名義を貸してほしい」と頼まれたため、下図のように、AからBへの所有権移転請求権仮登記を行った。その後、BがAに無断で本登記手続きを行ったうえ、事情を知らないCへと売却した事例である。このような事情のもと、最高裁は「Cが善意かつ無過失であるときは、94条2項及び110条の法意によって保護される」旨を判示した。AはB名義の「仮登記」の作出には関与しているが、その本登記には関与しておらず、本登記そのものをA



が関与して登記した場合と比較してその帰責性は少ないといえる。そこで、第三者Cの保護要件として「善意」のみならず「無過失」をも要求することによりAとCとの利益の調和が図られている。

【最判 S45.11.19】

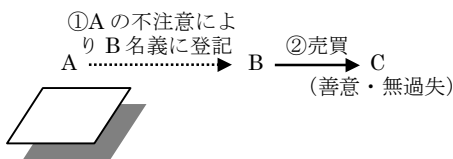
AはBから土地を買い受けたが、Aの不注意もあってA名義の抵当権設定登記がなされたところ、CがA名義の不動産と信頼してBから買い受けた場合、善意無過失のCは民94IIの類推適用によって保護される、と判断した判例である。左下の図のように、AがBから本件不動産を買い受け、代金全額をBに支払った上で、Bに対して所有権保全の仮登記を求めたところ、Bは司法書士に依頼して「借用証書」「抵当権設定契約証書」「登記申請委任状」等を作成させ、これら書類につきBに署名押印を求めた。Aがこれら書類を所有権仮登記の登記申請書類と思って署名押印したため、A名義の抵当権設定登記がなされたものである。この判例においては、



「Aが所有権者ではなく抵当権者であるかのような虚偽の外観の作出は、Aの意思に基づくものであるといえる」とし、ただ「Bは積極的に虚偽の外観を作出したのではなく、Aの帰責性は小さい」としたうえで、「Cに無過失まで要求することで、権利者Bと第三者Cとの利益の調整を図った」ものとされている。

【最判 H18.2.23】

AからBへと所有権移転登記がなされたが、この登記の申請につきAが積極的に関与しておらず、Bが勝手に所有権移転登記を得ていた場合には、その後に善意のCへと当該不動産が売却されても、Aに帰責性がなければCを保護することはできない。しかし、Aにあまりにも不注意な行為が認定できるのであれば、Aの帰責性の程度は、自ら外観の作出に積極的に関与した場合や、これを知りながらあえて放置した場合と同視しうるほど重いため、民94II及び民110の類推適用によって、AはBが当該不動産の所有権を取得していないことを善意・無過失のCに主張することはできない、と判示した。なお、Aの「あまりにも不注意な行為」としては、次のようなものが該当すると解されている。



【Aの「あまりにも不注意」な行為の例】

- ①合理的理由なく登記識別情報をBに預けた。
- ②合理的理由なく印鑑証明書をBに交付した。
- ③内容・用途を確認せずBに言われるまま売買契約書類に署名押印した
- ④Bに実印を手渡し、漫然とBが登記申請書に押印するのを見ていた。

ゼロからのスタートで一発合格

森山クラスの合格戦略大公開！！

LEC 専任講師 森山和正

1 講師紹介

森山和正

早稲田大学法学部卒。大学3年生の11月に司法書士受験を思い立ち、LEC15ヵ月合格コースを受講し、8か月の学習で大学在学中に司法書士試験に合格。司法書士事務所・司法書士法人勤務を経て、2004年より受験指導を開始し、講師歴は7年になる。科学的・合理的な学習法で、多くの短期合格者を輩出している。著書には「司法書士コンプリート民法」などがある。

2 森山クラス受講生の声

- ・ 短期合格への信頼性
- ・ 声に知性があってストレスになりません
- ・ 説明が丁寧！
- ・ 森山講師の授業は身近な具体例を使って説明してくれるので、法律初学者の自分でも大変理解しやすいです。
- ・ 噛み砕いた説明が分かりやすくメリハリがある
- ・ 要点を明確に説明して、分かりやすい講義となっている。
- ・ 声質や話し方が大変わかりやすい
- ・ 奇をてらわず飽きのこない点
- ・ 独学では得難い戦略的フレームワークが明確

3 森山クラスの特長

①わかりやすい講義

合格するためには法律知識を記憶する必要がありますが、人間は、理解して納得したものでなければなかなか記憶として定着させることはできません。森山クラスでは、難解な法律も簡単な言葉で平易に説明します。また、身近な具体例や実際に実務で扱った事件などを題材に具体的にお話ししますので、イメージがわきます。また、法律家になったつもりで、事件の解決を自分の頭で考えてもらいながら講義を進めていきますので、法律が面白く感じられ、法的な思考方法も自然と身につきます。

②必要十分な情報の提供

司法書士試験は範囲が膨大です。森山クラスでは、本試験を徹底的に研究することで、合格に必要な情報を厳選し、メリハリをつけて提供し無駄を排除します。また、逆に、見解問題の解き方の指導など、合格に必要なことはごまかさずすべて講義内容に取り入れ、確実に1年合格できるようにサポートします。

③ロジカルシンキングの導入

法律の背後にある「論理」を根本から丁寧にお話しします。このことで、すべての知識が有機的に結びつき、効率的に学習できます。丸暗記とは異なり、度忘れすることもなくなります。また、見解問題や新傾向問題にも対応することができます。

4 森山クラス合格体験記

平成22年度司法書士試験合格者：小林正俊

年齢：35歳

最終学歴：東京学芸大学大学院 音楽教育学部 音楽教育学研究科 修了

受験歴：2回(試し受験除く)

私は司法書士試験の勉強を始めるまでは、「司法書士」という職業があることすら良く知りませんでした。偶然なのか必然なのかは未だにわかりませんが、縁あってこの資格の取得を志すことにし、「必ず合格する」という決意を持ち続けて本年度の合格を手にすることができました。

私は物心ついた時から声楽家としての道を模索し、その後はプロとしての演奏活動を続けておりました。しかし、現実は厳しく、残念ながら声楽家としての音楽活動では生活していくことが出来ず、友人やお世話になっている方々に余計な心配をかけてしまっている…そんな自分の不甲斐なさを解消すべく、なにか一つでも形になるマテリアルを持ち、それを武器に人生を歩んで行きたいと考えました。

法律とは無縁の世界でアルバイトや音楽活動、海外への留学経験を経て、日々を暮らしていた私にとってはまさに清水の舞台から飛び降りる思いの中での船出であったことは今でも恐ろしく感じております。ただ、音楽を通して、一定の社会性・忍耐力・社交性を、そしてなにより人前で演奏することからも本番に対しての気負いやストレスを感じることもないハート、そして情熱(パッション)を有していたことは、全く分野の異なる司法書士の受験においても大いに私を助けてくれる支えとなっていました。

森山先生については、私は「この先生なら人間的に信頼できる」との直感を得て、とにかく先生について行くことを決めました。先生の話す速度、語調、アプローチの仕方、説明の的確さ、適度な無駄と適切な間合い・・・先生の発する言葉一字一句を無駄にしないよう、耳を立てて全身で言葉を受信すること、その全ての言葉を聞き洩らすことのないよう、真剣に講義を聴くようにしていました。

先生に質問に行く際は、講義の中で疑問に思ったことを自分自身の中で噛み砕き、講義で話されたこと自体には触れないようにしながら、どうしても解決したい疑問点について、失礼のないように気を遣いながらまとめて質問できるような状態にするように努めていました。森山先生は常に的確に簡潔に質問に答えて下さり、感謝しております。

先生もおっしゃっておられますが、予習は不要で、復習は必須です。当時の講義は一コマが3時間でしたが、その日のうちに自習室で講義の範囲のテキストを読み返し、整理がつきにくい点についてはノートに絵や図を用いて自分がいつ見ても理解できるように整理するように努めておりました。情報を一元化して、いつでも立ち返ることのできるノートをまとめておくことは後日では出来ません。習いたての”その日に” やっておかなければなりません。細かい作業を積み重ねることで基礎を疎かにすることなく、記憶がフレッシュなうちに知識としての定着を図ることによって、結果的に効率的な自らの勉強方法を確立することが私なりの勉強方法でした。

講義で教えてもらえることは単なるきっかけに過ぎないのだと究極的には思います。“わかる” と言うことは“分ける” と言うことです。一見複雑な論点も分けていくことが出来れば難しいことはないのです。合否を分けるのはその人の粘り強さにかかっています。勉強を進めるにあたって、辛い中でも「ちょっと楽しいかも♪」と思える瞬間を持てたら最高ですよ。

私は、問題集や講座を取るにあたっては、費用を極力惜しまないようにしました。その代り、電車賃と食事代以外は消費しないように節約をしました。また、友人と食事をしたりする付き合いも、事情を説明して協力のもとに節制をしました。小さなことですが、目標の実現に不要なものは出来るだけ排除し、必要と思ったことには努力と時間を惜しまないことも大切です。

感覚的なお話で申し訳ありませんが、講義を受けている場合、その人の集中力を最大限に発揮するためには“耳を立てる” が必要です。このことは音楽に携わってきた私からの皆さんへのプレゼントだと思って頂けたら幸いです。‘聞く’ のではなく‘聴く’ のです。‘聴く’ は耳を立てプラス目を使うことで心に達する…と思うと、講師の説明を右から左へ聞き流すことはなくなります。意外に講師の声をきちんと聴けていないことも理解を遅らせる要因にな

ると思います。なお、‘右耳’を左耳に優先して使うことで音の情報が左脳に達しやすく、有益です。

何度も繰り返して恐縮ですが、とにかく小さなことに配慮して、積み重ねることができる人には良いことが待っていると思います。

私は2年半の受験生活で、本気での2回目で合格をさせて頂きました。勉強を開始し、憲法・刑法・民法の途中まで基本講座を終えた時点で初めての本試験を経験しました。一発本番はリスクが伴いますし、舞台活動を通してリハーサルの大切さを知っていた私は、出来ないのが当たり前で初回は午前の部のみ受験して、午後は帰宅しました。なお、計3回の本試験では受験の申し込みも、毎年同じ日に発送して、3回とも同じ会場の同じ部屋で受験をしました。そこまでは私だけかもしれませんが、「戦いは短い方が良い」と先生もおっしゃっておられましたし、どうしたら自分がベストの状態の本番を迎えられるか…ということについては最も気にすべきことなのではないかと思います。

過去問についてですが、択一に関しては商法(会社法)・憲法を除いては過去26年分を科目によって3~5回、1年目の基本講義の進行に合わせて解きました。問題は覚えられないようにして、解説をイメージすることが出来るように意識して解くようにしていました。2年目は過去問を解く時間は苦手な科目を除いてはキープすることができず、受講中の講座の復習と記述式の演習にひたすら時間を費やしました。なお、2年目は単語の記憶から一歩掘り下げた理由付けを考えるようにしていました。

記述式に関しては、基本のひな型はテキストを開かずとも書き出せるレベルまでひたすら繰り返していましたが、問題の演習については得意とまではいかずに悩んでいた時期がありました。独自の対策としては、“商業登記・不動産登記の穴”というトラップノートを作成し、問題集や答練、講座で解いた問題の論点や危険なひっかけをまとめて、悩んだ時にいつでも見返して考えられるようにしていました。2年半の受験生活を通して、何百問もの記述の問題を解く経験をしました。全くの同じ問題…には出会うことはありませんでした。もちろん主要論点は共通していることはありましたが、本当に範囲が広いというか奥が深いというか…。

答練については、午前・午後ともに30問を取れるような意識で励まれるこ

とをお勧めします。本試験でも合格するためのハードルはその位置にあることが多いといえるからです。また、解説については同じような解説でも時間のあ
る限り丁寧に読んで、理解するように努めた方が良いと思います。なお、全国
公開模擬試験については、2年目は5校、計7回受けに行きました。森山先生
の教えでもある、“他流試合に出かけること”はとても大切だと思います。

私は昔から、器用貧乏なタイプの人間で、人並みのことが割と容易に出来る
反面で何をしても中途半端…というジレンマに悩まされて来ました。また、
いったん話をし出すと饒舌ではあるものの結論を見失って自己嫌悪に陥る…
という短所も持っています。ただ、長所は嫌なことを嫌と思わず、陽気にポジ
ティブな考えを持てることです。私の勝手な自己紹介になってしまいましたが、
このように自己分析をし、それを人前に提示することが出来ることは
意外に大きな意味を持ってきます。演劇の世界では良く行われる稽古方法なの
ですが、鏡に向かってご自分の長所と短所を三つ位ずつ、是非”声に出して”
おっしゃってみてください。

人にはそれぞれタイプがあるので一概には言えませんが、僕は周りに敵を作
らずに「自分が出来ればそれでいい」というモチベーションで邁進していまし
た。自分以外は全て敵だ、ライバルだ…と自分を追い詰めたり、鼓舞したりす
ることでご自分の力を100%発揮できる方もいらっしゃると思います。いず
れにせよご自分の形・型を具体的にイメージ出来、実践出来ればそれが強力な
武器になると思います。

最後に、主要4科目とマイナー科目…と言われていますが、はっきり申し上げ
てどの科目も大切なので満遍なく穴のないように学習・記憶・理解すること
をお勧めします。本試験では残念ながら“運”もありますが、緊張という名の
魔物に喰われないようにするために【あがらない秘訣】をアドバイスさせて
頂きます。

- 一、 満足のいく勉強をしたことに自信を持つ事
- 一、 普段の勉強で出来ていることの80%が出来ればいいよと自分に言
ってあげる事
- 一、 普段よりも確実に出来る、なんて欲を出さない事

- 一. 深く呼吸をして気持ちを落ち着かせる事
- 一. 本試験まで良く睡眠をとって身体を休める事

もし全部出来たら試験を楽しめちゃうと思います。頑張ってください。

佐々木クラスの合格戦略

1. 2つの講座カリキュラム (パンフ：P22~25)

(1) 週2コマ講義のレギュラーコース (パンフ：P22~23)

＜インプットじっくり・従来型＞ 生クラス：横浜本校

→ インプット（講義）終了：2013年3月

(2) 週3コマ講義のパーフェクトコース (パンフ：P24~25)

＜インプットを早めに仕上げで徹底演習・新傾向型＞ 生クラス：渋谷駅前本校

→ インプット（講義）終了：2012年10月

2. 佐々木クラスの合格戦略

(1) メリハリが大事！「やるところ」「やらなくていいところ」を区別する

佐々木クラス専用：別冊ブレイクスルー

→ 具体例や間違いやすいポイント，優先順位などを記載：事前に配布

→ 講義中は「やるところチェック」等に時間を割くことなく情報量も充実

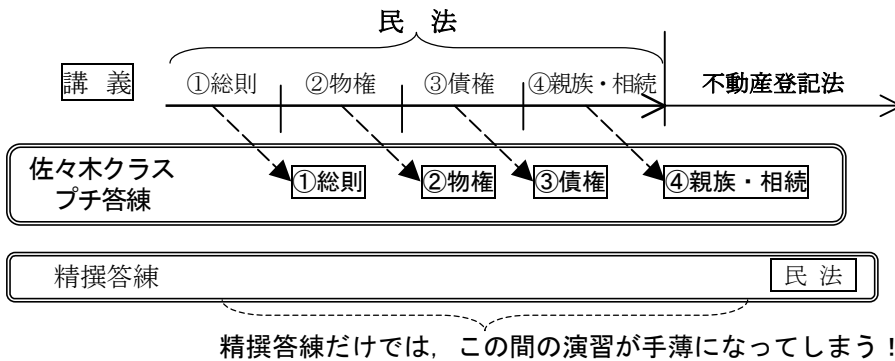
→ 復習等，効率的に行えます

(2) 佐々木クラスプチ答練（全科目）

- 目先の目標設定 ① 精撰答練・体系書式講座（講座とセット）
② プチ答練・書式ミニテスト（佐々木クラスオリジナル）

科目内で更に範囲を区切って実施：実施回・目標点を事前告知

Ex. 民法：31回の講義中、テキスト1冊ごとに4回のプチ答練を実施

(3) 十分な演習問題の提供

→ 科目ごとに「+α教材」としての問題集の配布

Ex. 1：科目の特性に応じた択一問題集

- ① 法改正で論点がずれてしまった会社法・商業登記法
→ 改正法に基づいて作問したオリジナル問題集
- ② 細かい知識が問われる民事訴訟法
→ 一問一答式の問題集
- ③ 過去問がまだ27問+考え方を問う問題（推論問題）の出題が多い憲法
→ 推論問題を多く掲載した問題集

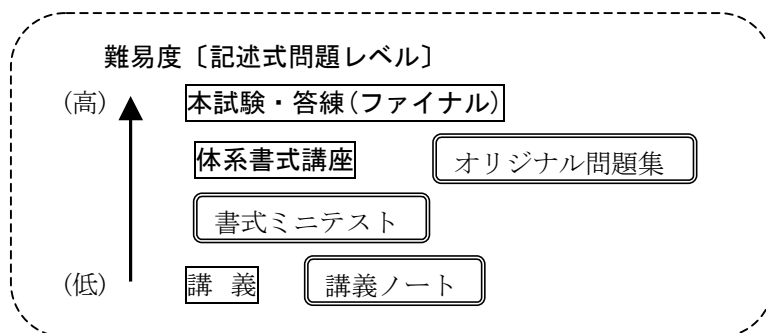
・・・等

Ex. 2 : 不動産登記法（記述式問題対策）

記述式問題は基礎固めが肝心



近年の出題傾向に応じた対策が必要

Ex. 3 : 生クラス答練・ゼミの実施（生クラスのみ）(4) 充実した個別フォロー

- ① 講師直接のインターネットフォロー
- ② 個別面談制度（生クラスのみ）
- ③ 記述式問題の個別添削指導（生クラスのみ）

・・・等

LEC れっく 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2011 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SU11817